

令和4年2月20日から

長期優良住宅認定申請手続きの変更について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、令和4年2月20日から長期優良住宅認定制度が以下のとおり変更になります。

1 確認書等の添付

これまで、認定申請に先立ち、登録住宅性能評価機関が交付する技術的審査の適合証添付による制度（以下、「適合証制度」という。）で運用しておりましたが、新たに住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項及び同条2項に基づき、登録住宅性能評価機関へ長期使用構造等であることの確認を行う制度（以下、「確認書制度」という。）が創設されました。

確認書制度の創設により、登録住宅性能評価機関から確認書等*が交付されることとなりますので、認定申請の際は、確認書等の添付をお願いします。

（なお、適合証制度の廃止が明確化されていないことから、当面の間、同制度による申請の受付も可能です。）

※住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書又は写し

2 手数料の追加（確認書制度）

確認書制度の新築及び増改築の手数料は下記表のとおりです。

（表中（2）の確認書等の添付がない場合の手数料に変更はなし、各変更認定申請については下記表の半額になります。）

計画建築物の延べ床面積の合計	手数料（新築）		手数料（増築・改築）	
	(1)確認書等あり	(2) (1)以外	(1)確認書等あり	(2) (1)以外
一戸建ての住宅	8,000 円	57,000 円	13,000 円	85,000 円
500 m ² 以内の建築物	17,000 円	127,000 円	25,000 円	194,000 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内の建築物	28,000 円	200,000 円	42,000 円	306,000 円
1,000 m ² を超え 2,500 m ² 以内の建築物	52,000 円	389,000 円	78,000 円	599,000 円
2,500 m ² を超え 5,000 m ² 以内の建築物	78,000 円	692,000 円	118,000 円	1,068,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内の建築物	115,000 円	1,185,000 円	173,000 円	1,832,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内の建築物	199,000 円	2,187,000 円	300,000 円	3,384,000 円
20,000 m ² を超え 30,000 m ² 以内の建築物	257,000 円	3,123,000 円	386,000 円	4,832,000 円
30,000 m ² 超えの建築物	300,000 円	3,824,000 円	451,000 円	5,919,000 円

問合せ先

狭山市 都市建設部 建築審査課 建築審査担当